仕 様 書

1　事業名　　大阪府ヘルスアップ支援事業（市町村保健事業介入支援事業）

2　事業の趣旨・目的

平成３０年度の国民健康保険制度の改革により、都道府県も市町村と共に国民健康保険制度の保険者となり、その運営に責任をもつこととなった。同時に、都道府県には保健ガバナンスの強化が求められ、市町村の保健事業に対する広域的な支援として、健診データ、レセプトデータを用いた分析や、各市町村への情報提供を行い、効率的・効果的な保健事業が実施できるよう支援することが求められている。

このことから、国においては、健康づくりや医療費適正化の推進に向け、保険者努力支援制度など、インセンティブを強化しており、保健事業の財源を確保する観点からも、その評価の対象となっている健康指標等の向上が重要である。

大阪府では、健康指標が全国平均より低い状況で推移している。また、男女とも健康寿命が低く、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率も低くなっており、保険者努力支援制度の評価も低位になっている。

本事業では、保健事業の実施において課題を抱える市町村を選定し、当該市町村の保健事業の課題に対する介入支援を行うことにより、府内市町村の保健事業の底上げを図るとともに、保険者努力支援制度における評価点の向上を目的とする。

3　履行期間　　契約締結日 ～令和２年３月３１日

4　委託金額の上限額　　６，３８１千円（税抜き）

5　事業内容、提案事項等

大阪府では、平成３０年度において、大阪府ヘルスアップ支援事業「地域差見える化支援ツール」、「保健事業対象者抽出ツール」の開発を行い、こうしたツールも活用し、府内市町村において、効果的な保健事業ができるよう環境整備に努めてきた。

今年度は、大阪府が選定したモデル市町村（5 市町村）の保健事業の課題に対する介入支援を行うこととし、当該市町村の課題と原因（背景）を明らかにし、これらの課題への対応策を検討する介入支援を学識経験者とともに実施する。

本企画提案公募は、本事業に係る検討会議をモデル 5 市町村で開催・運営し、検討会議で使用する資料や議事録を作成するとともに、市町村へのヒアリングや有識者の助言等を、検討会議での検討結果に基づき、当該市町村の保健事業に関する課題及び原因（背景）やその対応策をとりまとめた「保健事業の課題に関する介入支援調書」及び、本事業の全体の実施内容をとりまとめた、「保健事業の課題に関する介入支援事業とりまとめ報告書」を作成できる事業者を募集するものである。

6　委託業務の内容

【基本の枠組み】
検討会議の開催：　令和元年８月～令和２年１月の間で、モデル５市町村について各４回程度、検討会議を開催
第１回目　市町村の課題認識、ニーズのヒアリング
・ 課題等の抽出、分析方針及び必要なデータの検討
第２回目　課題の原因（背景）等の分析やデータに基づく検討
・ 対応策を検討すべき課題の絞り込み
第３回目　対応策案の検討
・ 絞り込んだ課題に対する対応策案の協議
第４回目　課題分析結果と対応策案のとりまとめ
・「保健事業の課題に関する介入支援調書」に記載する内容の確定

「保健事業の課題に関する介入支援調書」・・・最終回終了後の１カ月を目途に作成

「保健事業の課題に関する介入支援事業とりまとめ報告書」・・３月上旬開催予定の報告会へ配付
２月中旬を目途に案を作成し、３月上旬までに作成
（３月上旬開催予定の本事業の報告会に配付予定）

（１） 検討会議の開催及び運営

① 会議の開催
会議の日程調整、場所の確保、当日の進行、会場の設営、当日資料（**20** 部程度）の作成、議事録の作成を行う。ただし、有識者等の選定に関する調整については、府が実施するものとする。

② 検討会議の開催回数：モデル市町村（５市町村）ごとに、各４回程度実施を想定。

③ 出席者：「大阪府ヘルスアップ支援推進会議」有識者（**2** 名）、大阪府職員、市町村職員、受託事業者。

④ 会場使用料、有識者の謝礼金及び招聘旅費の費用は、大阪府が本事業とは別に負担する。

なお、府がモデル市町村選定の際に参考とした資料等や、平成３０年度に府が開発した「大阪府地域差見える化支援ツール（**DVD**）」は、別途、受託事業者に提示、貸与する。

※大阪府地域差見える化支援ツール：**KDB** データ等を市町村別、中学校別で地図上に表示するツールである（地図化に用いた **CSV** データもある）。

（２）「保健事業の課題に関する介入支援調書」の作成

① モデル市町村（５市町村）ごとに作成する。
・ 電子媒体　各２部×５市町村、紙媒体　**20**～**30** ページ（想定）各１０部×**5** 市町村

② 検討会議でとりまとめた「課題分析結果」、「改善策案」を踏まえ、作成すること。

③ 各市町村で想定される課題例
・ 特定健診受診率の向上
・ 特定保健指導利用率向上
・ 地域の疾病課題に合致した効果的な保健事業（ポピュレーションアプローチ）の実施

・ 地域の疾病課題に合致した効果的な保健事業（ハイリスクアプローチ）の実施
・ がん検診受診率の向上
・ プレフレイル対策の実施

（３）「保健事業の課題に関する介入支援事業とりまとめ報告書」の作成

① 報告書は、市町村保健事業研修会（事業報告会）にて活用予定のため、研修に活用できるわかりやすいものとする。

② 作成部数等

・ 電子媒体 ２部、紙媒体 **40**～**50** ページ（想定）**150** 部

7 提案を求める項目

（１） 検討会議の開催・運営について

市町村ごとに４回程度の検討会議を想定し、有意義なものとなるように、具体的にはどのように進めるか、検討会議開催回数も含め、企画内容を提案のこと。

① 検討会議各回の具体的な実施内容を提案のこと。

② 市町村の課題を引き出すために、どのようなヒアリングを行うか提案のこと。

③ 経験や知見に基づき、他府県事例など有用なデータの提供を期待しているが、検討会議の議論を深めるためにどのような情報の提供が可能か提案のこと。

④ 有識者と連携しながら、円滑に検討会議を進める体制について、説明のこと。

（２）「保健事業の課題に関する介入支援調書」イメージ案

検討会議における「課題分析結果」、「対応策案」をとりまとめ、該当市町村に提示する介入支援調書のイメージ案（様式案）を提案のこと。

（３）本事業、全体の実施体制

本事業をどのような業務経験、資格がある方が、どのような体制で担当するのか、説明のこと。

（４）過去の実績

本事業の円滑で安定的な遂行に寄与すると思われる過去の事業等の実績（会議体の運営業務、コンサルティング業務、計画策定業務、データ分析業務等）を記載のこと。

8 参考

大阪府ヘルスアップ支援推進会議について

大阪府ヘルスアップ支援事業の助言評価を行う保健や公衆衛生の専門家等で構成される有識者会議として、平成 **30** 年度に設置した。

市町村保健事業介入支援事業における検討会議には、委員が分担して参加する。

委員は以下のとおり。なお、事業実施前に、有識者委員を拡充する予定。

・大阪大学大学院 医学系研究科 公衆衛生学教授

・武庫川女子大学 大学院看護学研究科 公衆衛生看護学 教授

・甲南大学　経済学部　准教授
・大阪大学大学院助教　医学系研究科　公衆衛生学　助教
・大阪医科大学　研究支援センター医療統計室　助教

「大阪府ヘルスアップ支援事業（地域差見える化支援ツール）」について

KDB（国保データベースシステム）データによる健診・特定保健指導データ・レセプトデータについて、国勢調査などの公的統計データや、医療機関所在地、道路・駅などの交通機関情報を、中学校区単位で地図化したもの。

【ツール（ＤＶＤ）に収載しているデータ】

・プロジェクトファイル（地図データと地図データの重ね合わせを行い、課題の見える化を行った事例）

（**4** つのテーマ）

特定健診未受診者への対策
特定保健指導未利用者への対策
受診勧奨対象判定値者への対策
受診勧奨対象判定値かつ未治療者への対策

・データベース

ＫＤＢデータ及び公的統計から抽出した、市町村単位又は中学校区単位、年齢階層別、男女別の実数及び割合の数値データ（ＣＳＶ形式）

・地図データ（データベースの中から、**ArcReader** を用いて、地図として閲覧可能な状態にしたもの）

「大阪府ヘルスアップ支援事業（保健事業対象者抽出ツール）」について

KDB（国保データベースシステム）の **CSV** 突合データを用いて、メニュー画面から、性別、年齢、受診歴、受療歴、検査スコア、治療中断の有無等の抽出条件を用いて、容易に保健事業の対象者を抽出し、**CSV** 出力できる。

※受託事業者への配付・貸与の予定はないが、市町村で運用するツールである。

【ツールの抽出画面メニュー】

1　健診未受診者の管理
2　健診結果の管理
3　人工透析者の管理
4　糖尿病（治療中）の管理
5　高血圧症（治療中）の管理
6　脳卒中（治療中）の状況
7　虚血性心疾患（治療中）の状況

【出力】

CSV 若しくは **QGIS** によるマップ表示

9　業務実施上の留意点

・ 本事業実施にかかる経費は受託事業者が負担する。ただし、検討会議の会場使用料、ヘルスアップ支援推進会議有識者の謝礼金及び招聘旅費の費用は、別途、大阪府が負担する。
・ 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、

その指示に従うものとする。

・ 受託者は、事業の過程において大阪府から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。

・ 提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。

１０ 進捗報告等

・ 業務の進捗については、毎月 **10** 日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。（報告様式自由）

・ 受託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

・ 大阪府は、必要に応じ、業務内容等について臨時に報告を求めることがある。

１１ 再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。

１２ 書類の保存について

全ての証拠書類は本事業終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

１３ 事業完了後、府へ提出するもの

受託者は、事業終了後、ただちに事業実施報告書等を大阪府に提出すること。

１４ その他

(1) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく事業責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(2) 事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を大阪府へ提出すること。

(3) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む。）等については大阪府に帰属する。

(4) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。

(5) 見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(6) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではない。

契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(7) 個人情報の取扱いについては、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別紙○）を提出すること。

«同特記事項第 **8**（**10**）に定める個人情報保護のための必要な措置»

本業務により知り得た個人情報の取扱いは、本業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。

受託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

(8) 労働関係法令等に違反しないよう、十分に注意すること。

(9)　その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。